

鳥取県告示第356号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり四王寺土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年 5月15日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事	坂 根 國 之	倉吉市大谷714- 1
〃	森 田 哲 男	倉吉市上神631- 1
〃	福 光 堯 道	倉吉市北面152- 1
〃	小 原 一 幸	倉吉市寺谷450
〃	大 畑 昌 瞭	倉吉市大谷茶屋877- 7
〃	畑 中 保 近	倉吉市不入岡266
〃	藤 井 弘 通	倉吉市大谷566
監 事	伊 藤 博 則	倉吉市上神847
〃	谷 口 瑞 樹	倉吉市大谷988- 4
〃	塚 根 勝	倉吉市寺谷442- 1

平成24年 4月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	坂 根 國 之	倉吉市大谷714- 1
〃	小 原 一 幸	倉吉市寺谷450
〃	大 畑 昌 瞭	倉吉市大谷茶屋877- 7
〃	藤 井 弘 通	倉吉市大谷566
〃	遠 藤 賢 二	倉吉市不入岡375
〃	山 根 久 尚	倉吉市北面146
〃	山 崎 裕 之	倉吉市上神866
監 事	谷 口 瑞 樹	倉吉市大谷988- 4
〃	塚 根 勝	倉吉市寺谷442- 1
〃	山 部 展 史	倉吉市上神1393

平成24年 4月22日就任 任期 4年